様式３

校正仕様確認書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被校正分銅の要件 | | 基準器検査規則、OIML R111-1、JIS B 7609　のいずれかに準拠 | |
| 校正実施場所 | | 以下の東京都計量検定所内　指定校正施設   |  |  | | --- | --- | | クリーンルーム | F2級（1㎎～20㎏）、M1、M2級（10㎎～1 kg） | | 天びん室 | M1、M2級（2 kg～20 kg） | | 台秤室 | M1、M2級（50 kg～1 000 kg） | | |
| 校正値 | | 協定値 | |
| 校正方法 | | 東京都質量標準校正事業　品質マニュアルによる | |
| 校正手順 | | 東京都質量標準校正事業の校正手順書による（下請負契約事項はありません） | |
| 校正使用機器 | | 東京都質量標準校正事業「常用参照標準器等管理規程」及び、「校正用機器管理規程」で管理された以下の機器  （１）常用参照標準： OIML E2級（JCSS校正証明書付）  （２）⑴にトレーサブルな以下の実用標準   |  |  | | --- | --- | | ①F1級 | ：1 mg～20 kg＜円筒形・線状＞ | | ②F1級 | ：20 kg＜直方体（50個組合せ）＞ | | ③F2級 | ：2 kg～20kg＜円筒形・直方体＞ | | ④F2級 | ：1 000 kg＜直方体＞ | | ⑤F2級 | ：500 kg＜円筒型＞ |   （３）質量比較器  測定能力：最小1 mg～最大1 000kgまで  （４）校正環境測定機器  ①温度計　　②湿度計　　③気圧計 | |
| 不適正発生の場合 | | 文書での連絡及び確認 | |
| 被校正分銅外観確認 | | 校正依頼分銅確認表による | |
| 標準処理期間 | | 申請日より３０日間とする。  東京都行政手続条例第６条「窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱第３条（別表１）」 | |
| 顧客機密情報の保護 | | 「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づく | |
| 確  認  欄 | 受付番号 | 上記校正仕様及び分銅チェック結果を確認し校正を依頼します。  申請依頼者氏名  （申請担当者氏名）  　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 校正担当責任者  又は技術管理者 |
|  | 年　月　日 |